

図書館の自由  
～ 「図書館の自由に関する宣言」の意義とさまざまな事例 ～

田中 敦 司  
(名古屋市名東図書館)

0 はじめに

映画「容疑者Xの献身」、見ましたか？

「自由宣言」のポスター

あなたの図書館には自由宣言のポスターが貼ってありますか。  
それは、ブルーのものでしょうか。クリーム色のものでしょうか。

『図書館戦争』で話題になりました

1 「図書館の自由に関する宣言」(以下「自由宣言」)

宣言の採択は、1954年5月26日から3日間にわたって開催された全国図書館大会および日本図書館協会総会における決議。

1967年の練馬テレビドラマ事件

1973年の山口県立図書館図書抜き取り放置事件

自由宣言は、日々の仕事と密接にかかわる文言。

1973年10月には宣言再確認の決議が、全国図書館大会で採択

1975年3月には日本図書館協会に「図書館の自由に関する調査委員会」が発足。

1979年5月30日日図協定期総会で自由宣言1979年改訂が採択。

改訂の特徴

宣言の基礎を、日本国憲法が保障する表現の自由に置いたこと。

利用者のプライバシーの保護を、主文のひとつとして重要な柱に位置づけたこと。

主文のみでなく、宣言を実践していく具体的指針としての副文をも一体のものとして採択したこと。

全国図書館人の組織体である日本図書館協会によって採択され、今後の維持に安定した基礎を確保したこと。

「図書館の自由に関する宣言」改訂前後対照表

1954年宣言	1979年改訂
<p>基本的人権の一つとして、「知る自由」をもつ民衆に、資料と施設を提供することは、<u>図書館のもっとも重要な任務である。</u>  <u>図書館のこのような任務を果すため、我々図書館人は次のことを確認し実践する。</u></p> <p>1. <u>図書館は資料収集の自由を有する</u>                  2. <u>図書館は資料提供の自由を有する</u>                  3. <u>図書館はすべての<u>不当な</u>検閲に反対する</u></p> <p>図書館の自由が侵される時、<u>我々は</u>団結してあくまで自由を守る。</p>	<p><u>図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。</u>                  この任務を果すため、<u>図書館は</u>次のことを確認し実践する。</p> <p>第1 <u>図書館は資料収集の自由を有する。</u>                  第2 <u>図書館は資料提供の自由を有する。</u>                  第3 <u>図書館は利用者の秘密を守る。</u>                  第4 <u>図書館はすべての検閲に反対する。</u></p> <p>図書館の自由が侵される<u>とき、われわれは</u>団結して、<u>あくまで</u>自由を守る。</p>

自由宣言改訂の検討中にも、いくつかの図書館の自由にかかわる事例が。

1973年の「目黒区史」回収問題

1976年の名古屋市立図書館『ピノキオ』事件など。

名古屋市の検討の三原則

問題が発生した場合には、職制判断によって処理することなく、全職員によって検討する。

図書館員が、制約された状況の中で判断するのではなく、市民の広範な意見を聞く。

とりわけ人権侵害にかかわる問題については、偏見と予断にとらわれないよう、問題の当事者の意見を聞く。

「名古屋市図書館の自由問題検討委員会」略称「自由委員会」

1979年12月の発足以来、来年で30年。

宣言改訂以後もさまざまな事例・・・『図書館の自由に関する事例33選』を参照

2 個人情報保護法制の整備・市民への浸透

2005年4月、個人情報保護法が完全施行

「個人情報を保護する」・・・自由宣言主文第3「図書館は利用者の秘密を守る」

個人情報保護法・・・次の5つの法律

地方自治体が設置する公立図書館は・・・当該自治体の個人情報保護条例適用

個人情報保護関連五法

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）  
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）  
情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）  
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）

「図書館資料」の中にある個人情報は公開可能

図書館が保有する個人情報

1. 利用者の氏名、住所、勤務先、在学名、職業、家族構成など
2. いつ来館（施設を利用）したかという行動記録、利用頻度
3. 何を讀んだかという読書事実、リクエストおよびレファレンス記録
4. 読書傾向
5. 複写物入手の事実

多くの市民に「個人情報は守るべきもの、安易には外へもらさないもの」という考え方を印象付けた

### 3 新しい事例集の出版といくつかの事項

2008年9月18日『図書館の自由に関する事例集』が日本図書館協会から刊行  
1997年刊行の『図書館の自由に関する事例33選』の続編にあたる。  
特徴的なこと

実名報道と図書館

少年法 61 条

（記事等の掲載の禁止）

第六十一条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

「加害少年推知記事の扱い(提供)について(2007.5.25 日本図書館協会総会承認)」は、「犯罪少年の推知報道については提供することを原則とする」ことが妥当であるとするもの

日本図書館協会は、1997年7月に「『フォーカス』(1997.7.9号)の少年法第61条に係わる記事の取り扱いについて(見解)」を公表。

少年法61条に違反した報道にはプライバシーの権利侵害として民事上の責任が生ずるとの考え。

堺少年事件報道損害賠償請求事件(『新潮 45』1998.3の記事に関するもの)の大阪高裁

判決（2000.2.29 確定）。

長良川リンチ殺人事件報道損害賠償請求事件（『週刊文春』1997.7.24、8.7の記事に関するもの）の最高裁判決（2003.3.14）。

少年法 61 条に関する図書館の提供制限は、知る自由を狭める自己規制だという批判（「少年事件報道と人格権侵害」山田健太・『新・裁判実務大系 9 巻』2001 p.354）

名誉・プライバシー侵害表現の取扱いについては 1998 年 2 月、『文藝春秋』（1998 年 3 月号）の記事について「参考意見」を発表・・・3 要件。

！頒布禁止の司法判断があり、

！それが図書館へ提示され、

！被害者から提供制限要求がある場合のみ、限定的な提供制限がありうる

少年法 61 条違反記事について、図書館としては名誉・プライバシー侵害表現として扱うのが妥当

犯罪事実とは別にどのような報道だったのかという報道自体が関心事となった社会的な関心事について考え、議論に参加して判断するために資料を提供すること・・・自由宣言が示した考え方。

「加害少年本人推知記事の提供について」 資料 1  
図書館としては提供を原則とするとして合意に至った

船橋市西図書館の事件（経過は別表）

最高裁判決の重要なポイント

ア 公立図書館は何をすところか規定

「公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場ということができる。」と規定。そこで働く職員は「独断的な評価や個人的な好みにとられることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄するということは、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。」

イ 著作者の権利

「公立図書館が、上記のとおり、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということができる。したがって、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない。そして著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作

物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であり、公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである。」

著作者は「図書館にある自らの資料を不公正に取り扱われない権利を有する」と認められたの。

#### 図書館の課題

図書館資料の廃棄が不公正でないと言明できる根拠を持つ必要が生じた。

年月日	事項
2001.8	図書 187 冊、雑誌 354 冊廃棄。このうち図書 107 冊について、廃棄基準に該当せず、恣意的に除籍廃棄された。
2002.4.13	「 <sup>にしべ</sup> 西部、 <sup>わたなべ</sup> 渡部両氏の著書 68 冊、市立図書館が廃棄」(産経新聞)[にしべ・すすむ、わたなべ・しょういち]
2002.4.13-23	教育委員会が職員に事情聴取
2002.4.15	「新しい歴史教科書をつくる会」市長や教育長あてに抗議文提出
2002.5.10	教育委員会、107 冊の廃棄は司書の単独行為と発表
2002.5.29	職員への処分。当該司書、減給 10 分の 1 を 6 か月、西図書館長、減給 10 分の 1 を 3 か月、係長、戒告、館長補佐、訓告、生涯学習部長、嚴重注意。
2002.8.13	廃棄図書の著者 8 名と「新しい歴史教科書をつくる会」が東京地裁に損害賠償提訴。
2003.9.9	地裁判決。原告敗訴。除籍廃棄行為は行政的に違法だが、原告に対しては違法ではない。したがって、請求棄却。原告控訴。
2004.3.3	東京高裁判決。ほぼ一審と同様。請求棄却。原告控訴。
2005.7.14	最高裁判決。高裁判決破棄。差し戻し、損害賠償額算定へ。
2005.11.24	高裁差し戻し判決。一人当たり 3000 円の支払いを命ずる。
2006.4.7	賠償金額不満として原告が上告していたが、最高裁が上告を棄却。

## 自由委員会

図書館の自由に関する委員会を設置している自治体・・・多くない。

委員会の性格が「資料を制限する委員会」になりがち

「より制限的でない方法」というスタンスと時機を見ての再検討ができる組織

参考「[名古屋市図書館]各種委員会設置基準(新)」 資料2

## 4 「資料収集方針」と「資料提供方針」

資料収集方針を6館の方から

資料提供方針ゼロ。(提供制限に関するもの。閲覧制限の内規があるが、公表不可というところ。)

## 名古屋市の例

「名古屋市図書館資料収集方針」 資料3

「名古屋市図書館資料収集方針細目」 資料4

## 5 実際の事例への対応

### 神戸の連続児童殺傷事件

ア フォーカス(1997.7.9号)

イ 週刊新潮(1997.7.10号)

ウ 文芸春秋1998年3月号

『僕はパパを殺すことに決めた』(草薙厚子著、講談社、2007.5)

議論の結果通常どおりの提供と結論・・・図書館としての成熟

### 徳山高専事件被疑者の実名報道(新聞・週刊誌)

ア 『読売新聞』2006.9.8

イ 『週刊新潮』2006.9.14号、9.21号

ウ 『週刊朝日』2006.9.22号

2006年時点での提供制限というのは、いかがだったか

から について、地域性は考慮すべき事項。

『週刊文春(2004.3.25号)』

図書館によって対応がわかれた。

『完全自殺マニュアル』(鶴見済著、太田出版、1993)

愛知県では、青少年保護育成条例によって「有害図書」に指定。  
参考「愛知県青少年保護育成条例」(抄) 資料5

現在名古屋市では、18歳未満には閲覧させない

堺市B L本

堺市立図書館では、市民から寄せられた意見に対して、B L図書を全館で書庫入れし、今後は収集および保存、青少年への提供は行わないこととする旨の回答を当初していた。その後、提供を可とすることとした。

利用者の来館事実、利用事実

基本的には、第三者に対しては開示できない事項。

『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説第2版』38ページに記載

司書資格のない上司からの要求

少なくとも図書館長になる道があるのなら、それを目指すのが、早道ではないか。

## 6 おわりに

職場において「図書館の自由に関する研修」は行われたか。

今回の研修受講後にしてほしいこと

ア 記録を残すこと・・・みんなで共有して、保存して、伝承していくこと

イ 図書館の自由の問題に限らず、職員で議論して決めるようにすること・・・できれば、自由委員会のような組織を作れるといい

ウ 収集方針とともに提供方針を作って、公開していくこと